

ふじみ野市職員等の旅費に関する条例新旧対照表

改正案	現行
（外国出張の旅費） 第16条 職員が外国へ出張する場合の旅費の種類及び額は、前各条の規定にかかわらず、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)、<u>国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和6年政令第306号)</u>及び<u>国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号)</u>の例により、職員等の区分に応じ、別表に定める国家公務員の職及び職務の級についてそれぞれ支給される旅費に相当する額を支給する。	（外国出張の旅費） 第16条 職員が外国へ出張する場合の旅費の種類及び額は、前各条の規定にかかわらず、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)の例により、職員等の区分に応じ、別表に定める国家公務員の職及び職務の級についてそれぞれ支給される旅費に相当する額を支給する。<u>ただし、同法律に規定する支度料については、支給しない。</u>